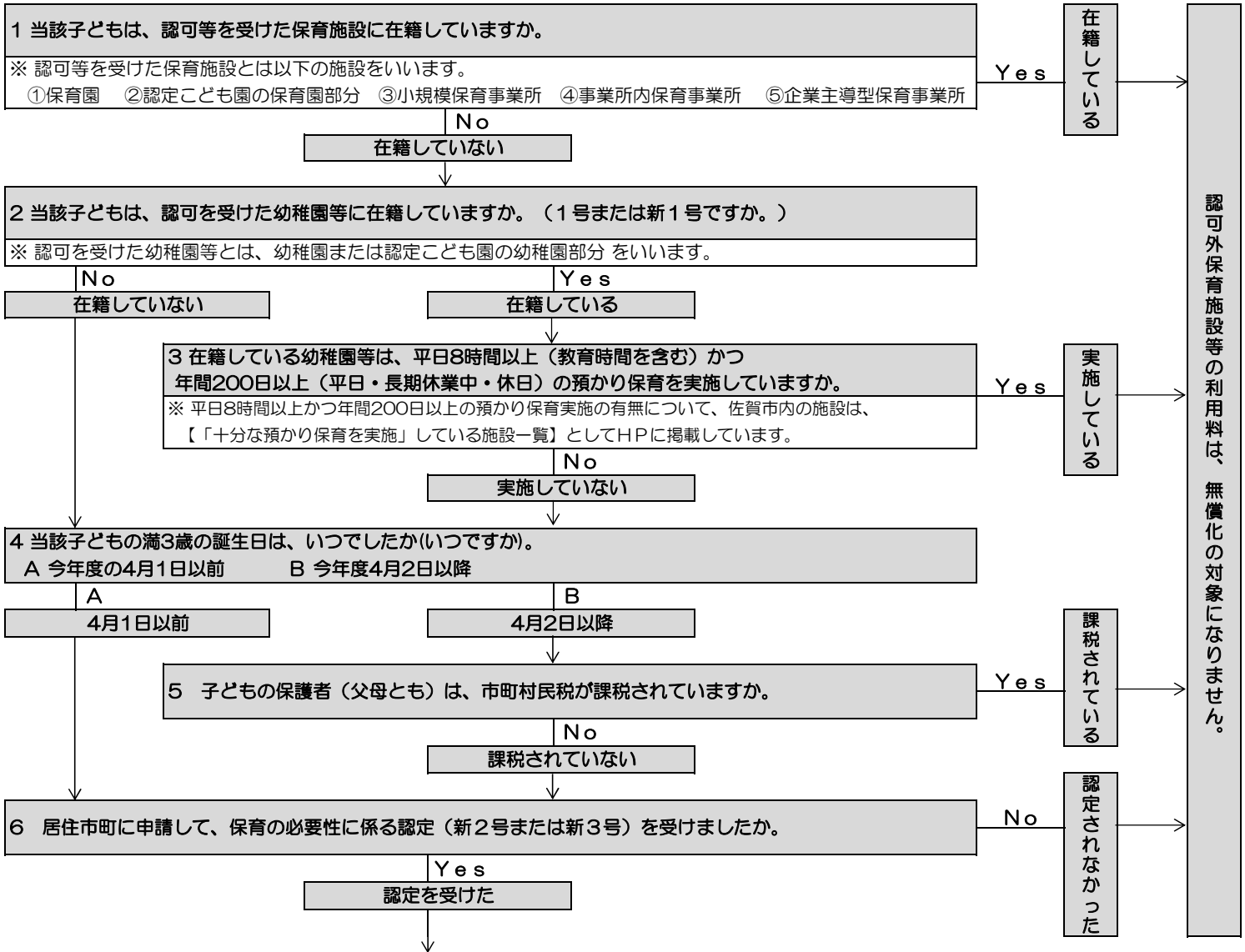


# 認可外保育施設等の利用料が無償となる子どもの判定フロー

※認可外保育施設等とは、認可外保育施設（事業所内保育、ベビーシッターを含む）、病児保育、一時預かり、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）を指します。



認可外保育施設等の利用料も、月額上限額の範囲内で無償化の対象となります。

■月額上限額・給付方法チャート

問2の答え	問4の答え	月額上限額	給付方法（佐賀市の場合）
Yes 在籍している	A 4月1日以前	11,300円	償還払い方式（一旦利用料全額を施設に支払う）
	B 4月2日以降	16,300円	
No 在籍していない	A 4月1日以前	37,000円	利用施設 ・認可外保育施設（一時預かりを含む） ・病児保育事業 ・子育て援助活動支援事業 ・認可外保育施設以外の一時預かり事業
	B 4月2日以降	42,000円	
			利用する施設数 1園利用 ⇒ 法定代理受領（差額分を施設に支払う） 2園以上利用 ⇒ 償還払い（一旦利用料全額を施設に支払う）※1
			利用する施設数に関わらず ⇒ 償還払い（一旦利用料全額を施設に支払う）

※ただし、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育については、月額450円×利用日数（新2号認定を受けた園児は月額11,300円、新3号認定を受けた園児は月額16,300円）まで無償

※1 ただし、利用する2園以上のうち、1園だけで月額上限額に達する場合は、1園のみ法定代理受領を行い、他園には通常通り利用料をお支払いください。（償還払い方式での請求はありません。）

## ○給付方法について

法定代理受領方式	利用料から子育てのための施設等利用給付の額を差し引いた金額が施設から請求されるので、施設にお支払い下さい。市は施設に利用料を支払います。保護者の請求手続きは不要です。
償還払い方式	一旦利用料全額を施設に支払ったのちに、市から指定口座に振り込みます。保護者は請求手続き（請求書と添付書類を提出）を行う必要があります。